

令和8年3月2日招集

令和8年 第2回(3月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目次

議案第3号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）について）	1
議案第4号	佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第5号	佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第6号	佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第7号	佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第8号	佐渡市行政財産目的外使用条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第9号	佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第10号	佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	43
議案第11号	佐渡市こどもの居場所の設置及び管理に関する条例の制定について	45
議案第12号	佐渡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	48
議案第13号	佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	63
議案第14号	佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	66

議案第15号	佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	71
議案第16号	佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	78
議案第17号	佐和田中学校大規模改修（建築）工事請負契約の変更について	80
議案第18号	佐和田中学校大規模改修（電気設備）工事請負契約の変更について	81
議案第19号	財産の無償譲渡の変更について（伝統文化と環境福祉の専門学校の建物無償譲渡契約の変更）	82
議案第20号	佐渡市辺地総合整備計画（令和7年度～令和9年度）の変更について	84
議案第21号	佐渡市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）の策定について	85
議案第22号	市道路線の廃止及び認定について	86
議案第23号	令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第14号）について	87
議案第24号	令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について	87
議案第25号	令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について	87
議案第26号	令和7年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）について	87
議案第27号	令和7年度佐渡市小水力発電特別会計補正予算（第1号）について	87
議案第28号	令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第5号）について	87

議案第29号	令和7年度佐渡市五十里財産区特別会計補正予算（第1号）について	87
議案第30号	令和7年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について	87
議案第31号	令和7年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）について	87
議案第32号	令和7年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について	87
議案第33号	令和7年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）について	87
議案第34号	令和7年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）について	87
議案第35号	令和8年度佐渡市一般会計予算について	87
議案第36号	令和8年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について	87
議案第37号	令和8年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について	87
議案第38号	令和8年度佐渡市介護保険特別会計予算について	88
議案第39号	令和8年度佐渡市小水力発電特別会計予算について	88
議案第40号	令和8年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について	88
議案第41号	令和8年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について	88
議案第42号	令和8年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について	88
議案第43号	令和8年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について	88

議案第44号	令和8年度佐渡市真野財産区特別会計予算について	88
議案第45号	令和8年度佐渡市病院事業会計予算について	88
議案第46号	令和8年度佐渡市水道事業会計予算について	88
議案第47号	令和8年度佐渡市下水道事業会計予算について	88

議案第3号

専決処分の承認を求めることについて（令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第1号

専決処分書

令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月19日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第4号

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
附 則	附 則
1～4 （略）	1～4 （略）
5 <u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における特別職の職員の給料月額</u> は、 <u>第3条の規定にかかわらず、市長にあっては67万5,000円とし、副市長にあっては55万5,750円とする。ただし、第4条の期末手当並びに佐渡市副市長の給与の特例に関する条例（令和6年佐渡市条例第33号）第2条の特地勤務手当及び同条例第3条の期末手当基礎額の算出の基礎となる給料の月額</u> は、 <u>第3条の規定により定められた額とする。</u>	_____

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 5 号

佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市教育長の給与に関する条例（平成27年佐渡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
附 則	附 則
1・2 （略）	1・2 （略）
3 <u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における教育長の給料月額</u> は、第3条の規定にかかわらず、50万3,500円とする。ただし、第4条の期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、第3条の規定により定められた額とする。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第6号

佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年佐渡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
<p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の<u>70</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>3・4 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の<u>68.75</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>3・4 （略）</p>
<p style="text-align: center;">（勤勉手当）</p> <p>第15条の2 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基</p>	<p style="text-align: center;">（勤勉手当）</p> <p>第15条の2 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基</p>

準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 (略)

準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第7号

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年佐渡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新			旧		
（支給方法） 第3条 （略） (1)・(2) （略） (3) 報酬が日額又は時間額で定められている非常勤の特別職職員 原則としてその都度			（支給方法） 第3条 （略） (1)・(2) （略） (3) 報酬が日額_____で定められている非常勤の特別職職員 原則としてその都度		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
区分		報酬の額	区分		報酬の額
1～17		(略)	1～17		(略)
18	佐渡市 委員長	26,000円	_____	_____	_____
	いじめ防止対策等に関する委員会及び佐渡市	の範囲内で別に定める額	_____	_____	_____
	委員	22,000円	_____	_____	_____
		の範囲内	_____	_____	_____

いじめ問題調査委員会		で別に定める額		
	調査及び	時間額		
	報告書等の作成業務	11,000円		
<u>19～21</u>		(略)	<u>18～20</u>	(略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 8 号

佐渡市行政財産目的外使用条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市行政財産目的外使用条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市行政財産目的外使用条例の一部を改正する条例

佐渡市行政財産目的外使用条例（平成16年佐渡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新			旧				
別表（第3条関係） 行政財産使用料算定の基準 （土地、建物等）			別表（第3条関係） 行政財産使用料算定の基準 （土地、建物等）				
区分	使用料		備考	区分	使用料		備考
土地	(略)		(略)	土地	(略)		(略)
建物	(略)			建物	(略)		
その他	(略)	(略)		その他	(略)	(略)	
のもの	職員駐 車場	1台あたり月額 <u>500円</u>		のもの	職員駐 車場	1台あたり月額 <u>300円</u>	
	(略)	(略)			(略)	(略)	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第9号

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険税条例（平成16年佐渡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、新潟県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）の規定による後</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、新潟県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）の規定による後</p>

世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 (略)

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項

世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 (略)

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項

の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100分の6.47 を乗じて算定する。

2 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 1万9,700円 とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第6条 （略）

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者

の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に 100分の6.61 を乗じて算定する。

2 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 1万8,200円 とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第6条 （略）

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者

がない場合に限る。)をいう。次号及び第24条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び第24条第1項において同じ。)以外の世帯 1万4,400円

(2) 特定世帯 7,200円

(3) 特定継続世帯 1万800円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.96を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万3,600円とする。

がない場合に限る。)をいう。次号及び第24条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び第24条第1項において同じ。)以外の世帯 1万3,800円

(2) 特定世帯 6,900円

(3) 特定継続世帯 1万350円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.98を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第8条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万2,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.61を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万3,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第10条の2 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.30を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第10条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.67を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万2,500円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第10条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険税の減額)

第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、 同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、 同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

(1) (略)

(国民健康保険税の減額)

第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円) 及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円) _____

_____の合算額とする。

(1) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万3,790円

イ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,080円

(イ) 特定世帯 5,040円

(ウ) 特定継続世帯 7,560円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9,520円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9,380円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万2,740円

イ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,660円

—

(イ) 特定世帯 4,830円

(ウ) 特定継続世帯 7,245円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,820円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,750円

—
—
—
—
—

く。) 1人について 980円

カ 18歳以上被保険者に係る
子ども・子育て支援納付金課
税額の18歳以上被保険者均
等割額 18歳以上被保険者
(第2条第2項に規定する
世帯主を除く。) 1人につ
いて 70円

(2) (略)

ア 国民健康保険の被保険者
に係る基礎課税額の被保険
者均等割額 被保険者(第2
条第2項に規定する世帯主
を除く。) 1人について
9,850円

イ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続
世帯以外の世帯 7,200円

(イ) 特定世帯 3,600円

(ウ) 特定継続世帯 5,400
円

ウ 国民健康保険の被保険者
に係る後期高齢者支援金等
課税額の被保険者均等割額
(第2条第2項に規定する
世帯主を除く。) 1人につ
いて 6,800円

エ 介護納付金課税被保険者
に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者(第

(2) (略)

ア 国民健康保険の被保険者
に係る基礎課税額の被保険
者均等割額 被保険者(第2
条第2項に規定する世帯主
を除く。) 1人について
9,100円

イ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続
世帯以外の世帯 6,900円

(イ) 特定世帯 3,450円

(ウ) 特定継続世帯 5,175
円

ウ 国民健康保険の被保険者
に係る後期高齢者支援金等
課税額の被保険者均等割額
(第2条第2項に規定する
世帯主を除く。) 1人につ
いて 6,300円

エ 介護納付金課税被保険者
に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者(第

2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,700円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 700円

カ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 50円

(3) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,940円

イ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,880円

(イ) 特定世帯 1,440円

(ウ) 特定継続世帯 2,160

円

ウ 国民健康保険の被保険者

2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,250円

(3) (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,640円

イ (略)

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,760円

(イ) 特定世帯 1,380円

(ウ) 特定継続世帯 2,070

円

ウ 国民健康保険の被保険者

に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,720円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,680円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 280円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20円

2 (略)

(1) (略)

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,955円

イ 前項第2号アに規定する

に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,520円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額
介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,500円

2 (略)

(1) (略)

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,730円

イ 前項第2号アに規定する

金額を減額した世帯 4,925
円

ウ 前項第3号アに規定する
金額を減額した世帯 7,880
円

エ アからウまでに掲げる世
帯以外の世帯 9,850円

(2) (略)

ア 前項第1号ウに規定する
金額を減額した世帯 2,040
円

イ 前項第2号ウに規定する
金額を減額した世帯 3,400
円

ウ 前項第3号ウに規定する
金額を減額した世帯 5,440
円

エ アからウまでに掲げる世
帯以外の世帯 6,800円

(3) 国民健康保険の被保険者に
係る子ども・子育て支援納付金
課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、
それぞれ未就学児一人につい
て次に定める額

ア 前項第1号オに規定する
金額を減額した世帯 210円

イ 前項第2号オに規定する
金額を減額した世帯 350円

ウ 前項第3号オに規定する

金額を減額した世帯 4,550
円

ウ 前項第3号アに規定する
金額を減額した世帯 7,280
円

エ アからウまでに掲げる世
帯以外の世帯 9,100円

(2) (略)

ア 前項第1号ウに規定する
金額を減額した世帯 1,890
円

イ 前項第2号ウに規定する
金額を減額した世帯 3,150
円

ウ 前項第3号ウに規定する
金額を減額した世帯 5,040
円

エ アからウまでに掲げる世
帯以外の世帯 6,300円

金額を減額した世帯 560 円

エ アからウまでに掲げる世

帯以外の世帯 700 円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

ある被保険者（以下「18歳未満被
保険者」という。）がある場合に
おける当該納税義務者に対して
課する子ども・子育て支援納付金
課税額の被保険者均等割額（当該
納税義務者の世帯に属する18歳
未満被保険者につき算定した被
保険者均等割額（第1項、第2項
又は前項に規定する金額を減額
するものとした場合にあっては、
その減額後の被保険者均等割額
に限る。）は、当該被保険者均等
割額から、当該被保険者均等割額
に相当する額を減額して得た額
とする。

（国民健康保険税の減免）

第27条 （略）

2 （略）

3 第1項第2号及び第3号に該
当することが明らかであり、かつ
減免の必要があると認められる
場合には、前項の規定にかかわら
ず職権により減免することがで
きる。

4 （略）

附 則

1～6 （略）

（上場株式等に係る配当所得等

（国民健康保険税の減免）

第27条 （略）

2 （略）

3 （略）

附 則

1～6 （略）

（上場株式等に係る配当所得等

に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条の2及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しく

に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条_____及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しく

は特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条の2及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長

は特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第9条_____及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長

期譲渡所得の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

9 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条の2及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並び

期譲渡所得の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

9 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条、_____及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並び

に法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条の2及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とす

に法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第7条、第9条_____及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とす

は特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条の2及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規

は特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条_____及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規

定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条の2及び第24条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第24条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条_____及び第24条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第24条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条の2及び第24条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第24条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条_____及び第24条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第24条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並

びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条の2及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下

びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下

「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条、第10条の

「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条_____

2 及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

18 （略）

__ 及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

18 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の佐渡市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第10号

佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定
について

佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例(平成18年佐渡市条例第18号)
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第11号

佐渡市こどもの居場所の設置及び管理に関する条例の制定について

佐渡市こどもの居場所の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市こどもの居場所の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 こどもが遊びや学びを通して交流し、安心して過ごせる居場所を提供することにより、こどもの自発性や社会性を育むことを目的として、佐渡市こどもの居場所（以下「居場所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 居場所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
畑野こどもの居場所	佐渡市畑野767番地3

(開所時間等)

第3条 居場所の開所時間及び休所日は、規則で定める。

(利用の対象者)

第4条 居場所を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 18歳以下のこども及び当該のこどもに同伴する者。ただし、小学校就学前の児童が利用するときは、原則として保護者等が同伴するものとする。
- (2) こども会や保護者会等こどもの健全な育成を目的とする団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(利用料)

第5条 居場所の利用料は、無料とする。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用の制限をすることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる者
- (3) 伝染性疾病があると認められる者
- (4) 第1条の目的に反するおそれがあると認められる者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、居場所の管理上支障があると認められる者

2 前項の規定により利用の制限を命じた場合において利用者に損害が生じても、教育委員会はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第5号に該当する場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第7条 利用者が、故意又は過失により施設又は設備を汚損し、破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第12号

佐渡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の
制定について

佐渡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次の
とおり制定する。

令和8年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との

面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下

この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の提供の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支

払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う

者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わな

ければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たつての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織

(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号

佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例（平成19年佐渡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新		旧	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 (略)		第2条 (略)	
名称	位置	名称	位置
佐渡海洋深層水蓄養施設・佐渡海洋深層水製氷施設	(略)	佐渡海洋深層水蓄養施設・佐渡海洋深層水製氷施設	(略)
佐渡海洋深層水取水施設	佐渡市多田844番地5先		
(事業)		(事業)	
第3条 (略)		第3条 (略)	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) <u>海洋深層水の取水に関すること。</u>		_____	
(4) <u>前3号</u> に掲げるもののほ		(3) <u>前2号</u> に掲げるもののほ	

か、施設の設置の目的を達成するために必要な事業に関する
こと。

か、施設の設置の目的を達成するために必要な事業に関する
こと。

別表（第7条、第12条関係）

別表（第7条、第12条関係）

海洋深層水水産施設使用料（税
込み）

海洋深層水水産施設使用料（税
込み）

名称	区分	単位	金額
佐渡海洋 深層水 製氷施設 ～給水設 備 (荷捌 所・漁船)	(略)	(略)	(略)
その他	深層水	1立方 メートル	10

名称	区分	単位	金額
佐渡海洋 深層水 製氷施設 ～給水設 備 (荷捌 所・漁船)	(略)	(略)	(略)

備考 その他とは製氷施設、蓄養施設、給水設備によらない深層水の
利用をいう。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第14号

佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例

佐渡市漁港管理条例（平成16年佐渡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新				旧			
別表第1（第12条関係）				別表第1（第12条関係）			
1・2（略）				1・2（略）			
3 占用料				3 占用料			
区分	算定の基礎	占用料の額		区分	算定の基礎	占用料の額	
		漁業関係者	漁業関係者以外の者			漁業関係者	漁業関係者以外の者
1 工作物を設置する場合（3年又は4年に該当する場合は除く。）	1 平方メートル当たり1年につき	<u>110円</u>	<u>160円</u>	1 工作物を設置する場合（3年又は4年に該当する場合は除く。）	1 平方メートル当たり1年につき	<u>100円</u>	<u>140円</u>

2	工作物を設置しない場合	1平方メートル当たり1月につき	8円	<u>12円</u>
3・4	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第2 (第13条関係)

(1) 土砂採取料

区分	算定の基礎	土砂採取料の額
砂利	1立方メートルにつき	<u>220円</u>
かき込み砂利	1立方メートルにつき	<u>200円</u>
土砂	1立方メートルにつき	<u>170円</u>
石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	<u>200円</u>
	長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	<u>75円</u>
	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	<u>150円</u>

2	工作物を設置しない場合	1平方メートル当たり1月につき	8円	<u>11円</u>
3・4	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第2 (第13条関係)

(1) 土砂採取料

区分	算定の基礎	土砂採取料の額
砂利	1立方メートルにつき	<u>195円</u>
かき込み砂利	1立方メートルにつき	<u>175円</u>
土砂	1立方メートルにつき	<u>150円</u>
石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	<u>175円</u>
	長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	<u>65円</u>
	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	<u>130円</u>

チメートル未満のもの		チメートル未満のもの	
長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	<u>4,500円</u>	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	<u>3,940円</u>
長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	<u>9,015円</u>	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	<u>7,895円</u>
長径120センチメートル以上のもの	<u>9,015円</u> に、長径120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに <u>901円</u> を加算した額	長径120センチメートル以上のもの	<u>7,895円</u> に、長径120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに <u>789円</u> を加算した額
備考 (略)		備考 (略)	
(2) (略)		(2) (略)	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の佐渡市漁港管理条例別表第1の規定及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後における占用料及び土砂採取料について適用し、同日前における占用料及び土砂採取料については、なお従前の例による。

議案第15号

佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例等の一部を改正する条例

(佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部改正)

第1条 佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例(平成16年佐渡市条例第260号)の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新				旧			
別表第2(第3条関係) 土石採取料				別表第2(第3条関係) 土石採取料			
	種類	単位	土石採取料		種類	単位	土石採取料
石	長径8cm以上30cm未満のもの	1立方メートル	<u>200円</u>	石	長径8cm以上30cm未満のもの	1立方メートル	<u>175円</u>
	長径30cm以上45cm未満のもの	1個	<u>75円</u>		長径30cm以上45cm未満のもの	1個	<u>65円</u>
	長径45cm以上60cm未満のもの	1個	<u>150円</u>		長径45cm以上60cm未満のもの	1個	<u>130円</u>
	長径60cm以上90cm未満のもの	1個	<u>4,500円</u>		長径60cm以上90cm未満のもの	1個	<u>3,940円</u>
	長径90cm以上120cm未満のもの	1個	<u>9,015円</u>		長径90cm以上120cm未満のもの	1個	<u>7,895円</u>
	長径120cm以上	1個	<u>9,015円</u>		長径120cm以上	1個	<u>7,895円</u>

もの		に長径 が120cm を超え る15cm までご とに <u>901</u> 円を加 算した 額	もの		に長径 が120cm を超え る15cm までご とに <u>789</u> 円を加 算した 額
砂利	1立方 メート ル	<u>220円</u>	砂利	1立方 メート ル	<u>195円</u>
かき込み砂利	1立方 メート ル	<u>200円</u>	かき込み砂利	1立方 メート ル	<u>175円</u>
土砂	1立方 メート ル	<u>170円</u>	土砂	1立方 メート ル	<u>150円</u>
備考 (略)			備考 (略)		

(佐渡市準用河川占用料徴収条例の一部改正)

第2条 佐渡市準用河川占用料徴収条例(平成16年佐渡市条例第279号)の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1・2（略）				1・2（略）			
3 河川産出物採取料				3 河川産出物採取料			
種類		単位	採取料	種類		単位	採取料
石	石径8センチメートル以上30センチメートル未満	1 m ³	<u>200円</u>	石	石径8センチメートル以上30センチメートル未満	1 m ³	<u>175円</u>
	石径30センチメートル以上45センチメートル未満	1 個	<u>75円</u>		石径30センチメートル以上45センチメートル未満	1 個	<u>65円</u>
	石径45センチメートル以上60センチメートル未満	1 個	<u>150円</u>		石径45センチメートル以上60センチメートル未満	1 個	<u>130円</u>
	石径60センチメートル以上90センチメートル未満	1 個	<u>4,500円</u>		石径60センチメートル以上90センチメートル未満	1 個	<u>3,940円</u>
	石径90センチメートル以上120センチメートル未満	1 個	<u>9,015円</u>		石径90センチメートル以上120センチメートル未満	1 個	<u>7,895円</u>
	石径120センチメートル以上のもの	1 個	<u>9,015円</u> に石径が120センチメートルを超え		石径120センチメートル以上のもの	1 個	<u>7,895円</u> に石径が120センチメートルを超え

		る15センチメートルまでごとに <u>901円</u> を加算した額			る15センチメートルまでごとに <u>789円</u> を加算した額
砂利	1 m ³	<u>220円</u>	砂利	1 m ³	<u>195円</u>
かき込み砂利	1 m ³	<u>200円</u>	かき込み砂利	1 m ³	<u>175円</u>
土砂	1 m ³	<u>170円</u>	土砂	1 m ³	<u>150円</u>
庭石～竹木	(略)	(略)	庭石～竹木	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

(佐渡市公共物管理条例の一部改正)

第3条 佐渡市公共物管理条例(平成16年佐渡市条例第281号)の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新			旧		
別表(第6条関係)			別表(第6条関係)		
1 (略)			1 (略)		
2 生産物採取料			2 生産物採取料		
種類	単位	採取料の額	種類	単位	採取料の額
砂利・砂	1 立方メートル	<u>220円</u>	砂利・砂	1 立方メートル	<u>195円</u>

土砂	1 立方メ ートル	<u>170円</u>	土砂	1 立方メ ートル	<u>150円</u>
かき込み（切 り込み）砂利	1 立方メ ートル	<u>200円</u>	かき込み（切 り込み）砂利	1 立方メ ートル	<u>175円</u>
石	石径 8 セ ンチメー トル以上 30センチ メートル 未満	1 立方メ ートル <u>200円</u>	石	石径 8 セ ンチメー トル以上 30センチ メートル 未満	1 立方メ ートル <u>175円</u>
	石径 30 セ ンチメー トル以上 45センチ メートル 未満	1 個 <u>75円</u>		石径 30 セ ンチメー トル以上 45センチ メートル 未満	1 個 <u>65円</u>
	石径 45 セ ンチメー トル以上 60センチ メートル 未満	1 個 <u>150円</u>		石径 45 セ ンチメー トル以上 60センチ メートル 未満	1 個 <u>130円</u>
	石径 60 セ ンチメー トル以上 90センチ メートル 未満	1 個 <u>4,500円</u>		石径 60 セ ンチメー トル以上 90センチ メートル 未満	1 個 <u>3,940円</u>
	石径 90 セ	1 個 <u>9,015円</u>		石径 90 セ	1 個 <u>7,895円</u>

ンチメー トル以上 120センチ メートル 未満			ンチメー トル以上 120センチ メートル 未満		
石径120セ ンチメー トル以上 のもの	1個	<u>9,015円</u> に、石径が 120センチ メートル を超える 15センチ メートル までごと に <u>901円</u> を 加算した 額	石径120セ ンチメー トル以上 のもの	1個	<u>7,895円</u> に、石径が 120センチ メートル を超える 15センチ メートル までごと に <u>789円</u> を 加算した 額
庭石		(略)	庭石		(略)
その他		(略)	その他		(略)
3・4 (略)			3・4 (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の佐渡市海岸保全区域占用料等徴収条例別表第2の規定、佐渡市準用河川占用料徴収条例別表第3項の規定及び佐渡市公共物管理条例別表第2項の規定は、この条例の施行の日以後における土石採取料、河川産出物採取料又は生産物採取料について適用し、同日前における土石採取料、河川産出物採取料又は生産物採取料については、なお従前の例による。

議案第16号

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例

佐渡市営住宅条例（平成16年佐渡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新		旧	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
(1) 公営住宅		(1) 公営住宅	
名称	位置	名称	位置
白山第1住宅～栄町住宅	(略)	白山第1住宅～栄町住宅	(略)
		濁川住宅	<u>佐渡市相川坂下町8番地</u>
開小路住宅～小熊住宅	(略)	開小路住宅～小熊住宅	(略)
(2) (略)		(2) (略)	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第17号

佐和田中学校大規模改修（建築）工事請負契約の変更について

令和5年議案第108号をもって議決を経て締結した「佐和田中学校大規模改修（建築）工事請負契約」について、契約金額を下記のように変更する契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

「731,500,000円」を「831,795,800円」に変更する。

令和8年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第18号

佐和田中学校大規模改修（電気設備）工事請負契約の変更について

令和6年議案第59号をもって議決を経て締結した「佐和田中学校大規模改修（電気設備）工事請負契約」について、契約金額を下記のように変更する契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

「165,000,000円」を「185,310,400円」に変更する。

令和8年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第19号

財産の無償譲渡の変更について（伝統文化と環境福祉の専門学校の
建物無償譲渡契約の変更）

建物無償譲渡契約を下記のとおり変更することについて、地方自治法（昭
和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

記

伝統文化と環境福祉の専門学校の建物無償譲渡契約を次のように変更
する。

変更後	変更前
<p>(用途の指定)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲と事前協議し、甲の承諾を得たときは、公益の増進に資する事業の用途に使用することができる。</p>	<p>(用途の指定)</p> <p>第6条 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p>(譲渡等の制限)</p> <p>第7条 乙は、この建物の所有権を第三者に移転し、又は_____担保の用に供してはならない。</p> <p>2 乙は、前条の用途の範囲内で、建物を第三者に貸し付けることができる。この場合において、乙は、甲と事前協議し、甲の承諾を得るものとする。</p>	<p>(譲渡等の禁止)</p> <p>第7条 乙は、この建物の所有権を第三者に移転し、又は貸し付け、若しくは担保の用に供してはならない。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

<p>(契約の解除)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乙が、この建物を<u>第6条に定められた用途</u>に供する必要がなくなった場合</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乙が、この建物を<u>専門学校</u>の_____用途に供する必要がなくなった場合</p> <p>(3) (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和8年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第20号

佐渡市辺地総合整備計画(令和7年度～令和9年度)の変更について

佐渡市辺地総合整備計画(令和7年度～令和9年度)の変更について、
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

(佐渡市辺地総合整備計画(令和7年度～令和9年度)(第1次変更)別紙添付)

議案第21号

佐渡市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）の策定
について

佐渡市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）の策定について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（佐渡市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）別紙添付）

議案第22号

市道路線の廃止及び認定について

下記の路線を廃止及び認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 廃止する路線

路線名	起点	終点	備考	
			延長(m)	幅員(m)
稲鯨110号線	稲鯨1093番地 先	稲鯨1021番1地 先	76.2	4.7～8.3

2 認定する路線

路線名	起点	終点	備考	
			延長(m)	幅員(m)
稲鯨110号線	稲鯨1093番地 先	稲鯨1021番4地 先	104.5	5.7～13.2

令和8年3月2日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

- 議案第23号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第14号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第24号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第25号 令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第26号 令和7年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）に
ついて
（予算書別紙添付）
- 議案第27号 令和7年度佐渡市小水力発電特別会計補正予算（第1号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第28号 令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第5号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第29号 令和7年度佐渡市五十里財産区特別会計補正予算（第1号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第30号 令和7年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第31号 令和7年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第32号 令和7年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）につい
て
（予算書別紙添付）
- 議案第33号 令和7年度佐渡市水道事業会計補正予算（第4号）につい
て
（予算書別紙添付）
- 議案第34号 令和7年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第35号 令和8年度佐渡市一般会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第36号 令和8年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第37号 令和8年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について
（予算書別紙添付）

- 議案第38号 令和8年度佐渡市介護保険特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第39号 令和8年度佐渡市小水力発電特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第40号 令和8年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第41号 令和8年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第42号 令和8年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第43号 令和8年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第44号 令和8年度佐渡市真野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第45号 令和8年度佐渡市病院事業会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第46号 令和8年度佐渡市水道事業会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第47号 令和8年度佐渡市下水道事業会計予算について
(予算書別紙添付)

議案第3号

《令和7年度 佐渡市一般会計補正予算（第13号）概要》

1. 補正予算について

- ・衆議院議員総選挙の執行に要する経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	54,378,745
補正額	52,068
累計予算額	54,430,813

3. 財源内訳

(単位：千円)

県支出金	52,068
------	--------

4. 補正項目

○ 衆議院議員総選挙の執行に要する経費

(事業内容)

衆議院議員総選挙費【選挙管理委員会事務局】	補正額：52,068千円
-----------------------	--------------

議案第 23 号

《令和 7 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 14 号）概要》

1. 補正予算について

- ・道路除雪事業の経費を増額計上
- ・災害弔慰金等の支給に要する経費を計上
- ・その他の経費については、12 月補正予算編成後の事由による必要な経費と不用額の見込みに伴う減額等を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	54,430,813
補正額	△892,573
累計予算額	53,538,240

3. 財源内訳

(単位：千円)

地方交付税	711,123
国・県支出金	△569,445
繰入金	△668,585
市債	△128,900
その他	△236,766

4. 主な補正項目

(単位：千円)

1) 道路除雪事業【建設課】

補正額：495,000 千円

(事業内容)

降雪の影響に伴う道路除雪の経費を増額計上。

- ・道路除雪委託料ほか

2) 災害弔慰金等支給事業【社会福祉課】

補正額：10,000 千円

(事業内容)

今冬期の大雪による災害が災害弔慰金の支給対象災害に適用されたことにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に要する経費を計上。

- ・災害弔慰金 5,000 千円
- ・災害障害見舞金 5,000 千円

議案第 24 号

《令和 7 年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 国の仕様書変更に伴う、子ども子育て支援金におけるシステム改修経費を減額計上
- ・ 保険基盤安定負担金等の確定により一般会計繰入金等の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	5,715,414
補正額	△3,478
累計予算額	5,711,936

3. 財源内訳

(単位：千円)

国民健康保険税	△6,505
国庫補助金	△3,602
財産運用収入	124
一般会計繰入金	6,505

4. 補正項目

(単位：千円)

○総務費

- ・ 賦課徴収費 補正額： △3,602

○基金積立金

- ・ 国民健康保険事業財政調整基金積立金 補正額： 124

議案第 25 号

《令和 7 年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 保険基盤安定負担金の確定による後期高齢者医療広域連合納付金を減額計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	1,020,312
補正額	<u>△22,051</u>
累計予算額	998,261

3. 財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金	△22,051
---------	---------

4. 補正項目

(単位：千円)

○後期高齢者医療広域連合納付金

- ・ 後期高齢者医療広域連合納付金 補正額： △22,051

議案第 26 号

《令和 7 年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入及び繰入金の補正を計上
- ・ 総務費、保険給付費、地域支援事業費、基金積立金及び諸支出金の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	8,956,201
補正額	△145,445
累計予算額	8,810,756

3. 財源内訳

(単位：千円)

介護保険料	50,069
国庫支出金	△55,975
支払基金交付金	△118,127
県支出金	18,200
財産収入	1,668
繰入金	△41,280

4. 補正項目

(単位：千円)

○総務費

・ 人件費・一般管理費	補正額：△3,600
・ 一般管理費	補正額：△4,121
・ 賦課徴収費	補正額：△576
・ 介護認定審査会費	補正額：△790

○保険給付費

・ 介護サービス等諸費	補正額：△111,300
・ 特定入所者介護サービス等費	補正額：△22,400

○地域支援事業費

・ 介護予防・生活支援サービス事業	補正額：△2,264
・ 一般介護予防事業	補正額：△754
・ 人件費・包括的支援事業・任意事業費	補正額：△971
・ 任意事業	補正額：△1,836

○基金積立金

・ 介護給付費準備基金積立金	補正額：1,668
----------------	-----------

○諸支出金

・ 第 1 号被保険者保険料還付金	補正額：1,499
-------------------	-----------

議案第 27 号

《令和 7 年度 佐渡市小水力発電特別会計補正予算（第 1 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 売電収入の収入増により小水力発電売電料を増額計上
- ・ 一般会計繰出金を売電収入の増額見込みにより増額計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	35,000
補正額	1,000
累計予算額	36,000

3. 財源内訳

(単位：千円)

発電売電料収入	800
基金利子	200

4. 補正項目

(単位：千円)

委託料	補正額：△1,537
基金積立金（利子分）	補正額：200
一般会計繰出金	補正額：2,337

議案第 28 号

《令和 7 年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第 5 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ サービス収入等の減額及び一般会計繰入金の増額計上
- ・ 一般管理費の減額計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	666,177
補正額	<u>△10,898</u>
累計予算額	655,279

3. 財源内訳

(単位：千円)

サービス収入	△28,898
雑入	△83
一般会計繰入金	18,083

4. 補正項目

(単位：千円)

介護老人保健施設費	
・ 一般管理費（人件費）	補正額： △10,898

議案第 29 号

《令和 7 年度 佐渡市五十里財産区特別会計補正予算（第 1 号）概要》

- 1. 補正予算について
 - ・ 基金積立金を増額計上

2. 予算規模		(単位：千円)
補正前の額	190	
補正額	16	
累計予算額	206	

3. 財源内訳		(単位：千円)
財産運用収入	16

4. 補正項目		(単位：千円)
○総務費		
・ 一般管理費	補正額： 16

議案第 30 号

《令和 7 年度 佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 基金積立金を増額計上

2. 予算規模 (単位：千円)

補正前の額	3,273
補 正 額	12
<hr style="border: 0.5px solid black;"/>	
累計予算額	3,285

3. 財源内訳 (単位：千円)

財産運用収入	12
--------	----

4. 補正項目 (単位：千円)

○総務費

・ 一般管理費	補正額： 12
---------	---------

議案第 31 号

《令和 7 年度 佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第 1 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 基金積立金を増額計上

2. 予算規模 (単位：千円)

補正前の額	3,269
補正額	3
累計予算額	3,272

3. 財源内訳 (単位：千円)

財産運用収入	3
--------	---

4. 補正項目 (単位：千円)

○ 総務費

・ 一般管理費	補正額： 3
---------	--------

議案第 32 号

《令和 7 年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第 3 号）概要》

【主な内容】

- ・ 予算上の収支は、486,899 千円の赤字予算
- ・ 入院・外来収益は実績を考慮し、患者数等の見込みを修正して補正
- ・ 一般会計繰入金の精算的調整による補正
- ・ 人件費について実績見込みによる補正

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 3 号	補正後
収入	1,573,280	36,226	1,609,506
支出	2,096,926	△521	2,096,405
収支	△523,646	36,747	△486,899

	両津病院			相川診療所		
	既決予定額	補正 3 号	補正後	既決予定額	補正 3 号	補正後
収入	1,394,337	46,749	1,441,086	178,943	△10,523	168,420
支出	1,825,307	15,685	1,840,992	271,619	△16,206	255,413
収支	△430,970	31,064	△399,906	△92,676	5,683	△86,993

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 3 号	補正後
収入	167,734	10,019	177,753
支出	108,675	0	108,675
収支	59,059	10,019	69,078

	両津病院			相川診療所		
	既決予定額	補正 3 号	補正後	既決予定額	補正 3 号	補正後
収入	73,400	10,019	83,419	94,334	0	94,334
支出	101,178	0	101,178	7,497	0	7,497
収支	△27,778	10,019	△17,759	86,837	0	86,837

【両津病院】

- [補正額] ・ 収益的収入 46,749 千円 ・ 収益的支出 15,685 千円
 ・ 資本的収入 10,019 千円 ・ 資本的支出 0 千円

- [主な内容] ・ 入院及び外来収益について患者数等の実績見込による補正減
 ・ 賃上げ物価上昇に対する国の支援事業補助金等及び医療情報システム関連補助金を補正増
 ・ 一般会計繰入金の精算的調整による補正増
 ・ 人件費について実績見込みによる補正増

【相川診療所】

- [補正額] ・ 収益的収入 △10,523 千円 ・ 収益的支出 △16,206 千円
 [主な内容] ・ 病床休床に伴い入院収益及び関連経費について実績見込による補正減
 ・ 一般会計繰入金の精算的調整による補正減
 ・ 人件費について実績見込みによる補正減
 ・ 実績見込みにより材料費を補正増

議案第 33 号

《令和 7 年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第 4 号）概要》

1. 補正予算について

- ・実績により収入見込を精査し給水収益の減額を計上
- ・資産減耗費の増額とこれに伴う長期前受金戻入益の減額を計上
- ・実績等により委託料及び工事請負費の減額を計上
- ・工事請負費の減額や財源確保による収入科目の調整を計上

2. 予算規模

		(単位：千円)				
・収益的収支						
	収入	補正前の額	2,634,320	支出	補正前の額	2,636,626
		補正額	△35,783		補正額	12,284
		累計予算額			2,648,910	
			2,598,537			2,648,910
・資本的収支						
	収入	補正前の額	1,168,983	支出	補正前の額	2,155,846
		補正額	△61,499		補正額	△48,700
		累計予算額			2,107,146	
			1,107,484			2,107,146

3. 財源内訳（資本的収支）

		(単位：千円)
・補てん財源（当年度損益勘定留保資金）充当	12,799

4. 補正内容

		(単位：千円)
○収益的収支		
・収入	給水収益	補正額： △32,631
	： その他営業収益	補正額： △1,525
	： 長期前受金戻入益	補正額： △1,627
・支出	： 総係費	補正額： △29,296
	： 資産減耗費	補正額： 41,580
○資本的収支		
・収入	： 企業債	補正額： △8,900
	： 国庫補助金	補正額： 18,406
	： 工事負担金	補正額： △26,576
	： 出資金	補正額： △44,429
・支出	： 営業施設費	補正額： △4,000
	： 施設改良費	補正額： △44,700

議案第 34 号

《令和 7 年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第 4 号）概要》

1. 補正予算について

- ・実績見込により補助事業費を組替えし、収入と支出の増減を計上
- ・設備更新工事の実施に伴い資産減耗費の増額を計上
- ・実績見込により減価償却費と長期前受金戻入益の増額を計上
- ・実績見込による一般会計繰入金の収入科目間での調整を計上

2. 予算規模

・収益的収支		(単位：千円)	
収入	補正前の額 3,302,196	支出	補正前の額 3,323,000
	<u>補正額</u> $\Delta 5,852$		<u>補正額</u> $\Delta 13,376$
	累計予算額 3,296,344		累計予算額 3,309,624
・資本的収支			
収入	補正前の額 1,923,703	支出	補正前の額 2,592,140
	<u>補正額</u> 11,520		<u>補正額</u> 13,640
	累計予算額 1,935,223		累計予算額 2,605,780

3. 財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)

- ・補てん財源（当年度損益勘定留保資金）充当 2,120

4. 補正内容

(単位：千円)

○収益的収支

・収入	： 他会計負担金	補正額	： 4,274
	： 他会計補助金	補正額	： $\Delta 4,274$
	： 補助金	補正額	： $\Delta 8,418$
	： 長期前受金戻入益	補正額	： 2,566
・支出	： 管渠費	補正額	： $\Delta 5,164$
	： 処理場費	補正額	： 43
	： ポンプ場費	補正額	： 470
	： 総係費	補正額	： $\Delta 13,644$
	： 減価償却費	補正額	： 3,143
	： 資産減耗費	補正額	： 1,776

○資本的収支

・収入	： 国庫補助金	補正額	： 5,835
	： 受益者負担金	補正額	： 4,908
	： 受益者分担金	補正額	： 777
・支出	： 下水道施設改良費	補正額	： 13,640

議案第36号

《令和8年度 佐渡市国民健康保険特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について
新潟県の算定に基づく保険給付費及び事業費納付金に、保健事業に係る経費及び人件費を計上した。
2. 予算規模
予算総額 5,493,000千円（前年比 △69,000千円 1.2%減）
3. 事業費納付金の内訳
 - ・医療分 773,436千円（前年比 △1,713千円 0.2%減）
 - ・後期分 337,145千円（前年比 6,657千円 2.0%増）
 - ・介護分 109,193千円（前年比 1,541千円 1.4%増）
 - ・子ども・子育て分 32,254千円（令和8年度新設）
4. 被保険者推計
10,660人（前年比 △354人 3.2%減）
5. 主な歳入歳出の内容

〈歳入〉

（単位：千円）

項目	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	差引増減	備考
国民健康保険税	898,196	876,277	21,919	医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分現年課税分、子ども・子育て支援金分、滞納繰越分保険税
国庫支出金	44	1	43	社会保障・税番号制度システム整備補助金
県支出金	4,156,441	4,249,562	△ 93,121	保険給付費等交付金
財産収入	210	11	199	財政調整基金利子
繰入金	435,589	433,630	1,959	保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、財政調整基金繰入金
その他歳入	2,520	2,519	1	手数料、前年度繰越金、延滞金、返納金
合計	5,493,000	5,562,000	△ 69,000	

〈歳出〉

（単位：千円）

項目	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	差引増減	備考
総務費	63,960	76,642	△ 12,682	人件費、一般管理費
保険給付費	4,098,702	4,192,850	△ 94,148	療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費
国民健康保険事業費納付金	1,252,028	1,213,289	38,739	医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て納付金分
保健事業費	66,048	68,196	△ 2,148	特定健康診査等事業費、保健事業費
基金積立金	210	11	199	財政調整基金積立金
その他歳出	8,552	7,512	1,040	保険税還付金、一時借入金利子
予備費	3,500	3,500	0	
合計	5,493,000	5,562,000	△ 69,000	

議案第37号

《令和8年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

新潟県後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料及び納付金等に、保険料徴収・保険給付に係る人件費及び事務費等を計上した。

2. 予算規模

予算総額 1,096,900 千円 (前年比 150,386千円 15.9 %増)

3. 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項目	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	差引増減	備考
後期高齢者医療 保険料	804,770	657,490	147,280	現年・過年度保険料
使用料及び手数料	100	100	0	督促手数料
繰入金	288,928	277,156	11,772	
繰越金	1	1	0	
諸収入	3,101	11,767	△ 8,666	過年度保険料等還付金、他
合計	1,096,900	946,514	150,386	

<歳出>

(単位：千円)

項目	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	差引増減	備考
総務費	29,488	41,464	△ 11,976	人件費（3名分）、事務費
後期高齢者医療 広域連合納付金	1,064,361	901,999	162,362	保険料負担金 基盤安定負担金（県3/4 市1/4）
諸支出金	3,051	3,051	0	過年度保険料還付金 保険料還付加算金
合計	1,096,900	946,514	150,386	

4. 令和8年度保険料率について

- ・ 医療分均等割額 49,200円 (令和7年度 44,200円)
- ・ 医療分所得割率 8.61% (令和7年度 8.61%)
- ・ 子ども子育て均等割額 1,354円 (令和8年度 新規)
- ・ 子ども子育て所得割率 0.26% (令和8年度 新規)

議案第38号

《令和8年度 佐渡市介護保険特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

被保険者数、保険給付及び地域支援事業の動向等を踏まえ必要な所要額を計上した。

2. 予算規模

予算総額 8,372,000 千円（前年比 △ 208,588 千円 2.4% 減）

3. 主な歳入歳出の内容

<歳入>

（単位：千円）

項目	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	差引増減	備考
保険料	1,407,842	1,372,740	35,102	第1号被保険者保険料
国庫支出金	2,202,158	2,310,001	△ 107,843	介護給付費負担金 地域支援事業交付金
支払基金交付金	2,124,629	2,193,814	△ 69,185	介護給付費交付金 地域支援事業支援交付金
県支出金	1,188,187	1,222,884	△ 34,697	介護給付費負担金 地域支援事業交付金
繰入金	1,439,537	1,473,412	△ 33,875	一般会計繰入金 介護給付費準備基金繰入金
その他の歳入	9,647	7,737	1,910	事業者指定等手数料 地域支援事業利用者負担金
合計	8,372,000	8,580,588	△ 208,588	

<歳出>

（単位：千円）

項目	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	差引増減	備考
総務費	223,942	188,613	35,329	人件費 一般管理費及び介護認定審査会費等
保険給付費	7,644,990	7,896,134	△ 251,144	介護サービス給付費 介護予防サービス給付費
地域支援事業費	495,496	489,819	5,677	人件費 介護予防・日常生活支援総合事業 包括的支援事業、任意事業
基金積立金	1,779	109	1,670	介護給付費準備基金積立金
公債費	1	1	0	一時借入金利子
諸支出金	2,792	2,912	△ 120	第1号被保険者保険料還付金等
予備費	3,000	3,000	0	
合計	8,372,000	8,580,588	△ 208,588	

議案第 39 号

《令和 8 年度 佐渡市小水力発電特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

令和 8 年度小水力発電特別会計は、売電収入を市が管理する土地改良施設の維持管理費に充当し一般財源の節減を図りつつ、今後想定される施設更新費等を考慮した積立計画を反映させて予算編成した。

2. 予算規模

予算総額 38,000 千円（前年比 3,000 千円 8.6%増）

3. 財源及び歳出内訳

財源		歳出		(単位：千円)
発電売電料収入	37,800	発電事業費	38,000	
その他財源	200			

4. 主な事業

(単位：千円)

発電事業費	
○需用費	660
○役務費	158
○委託料	3,168
○使用料及び賃借料	156
○積立金	8,435
○公課費(消費税)	1,800
○一般会計繰出金	23,623

議案第40号

《令和8年度 佐渡市すこやか両津特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

介護老人保健施設の運営と利用者への介護サービスに必要な所要額を計上した。

2. 予算規模

予算総額 646,400千円 (前年比 3,030千円 0.5%増)

3. 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項目	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	差引増減	備考
サービス収入	402,607	395,723	6,884	介護給付費収入 自己負担金収入
使用料及び手数料	239	240	△1	使用料
県支出金	1	1	0	県委託金
寄附金	1	1	0	寄附金
繰入金	238,301	242,059	△3,758	一般会計繰入金
繰越金	4,000	4,000	0	繰越金
諸収入	1,251	1,346	△95	雑入
合計	646,400	643,370	3,030	

<歳出>

(単位：千円)

項目	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	差引増減	備考
介護老人保健施設費	642,665	639,635	3,030	施設費 介護サービス費
公債費	3,334	3,334	0	地方債償還金
諸支出金	1	1	0	
予備費	400	400	0	
合計	646,400	643,370	3,030	

議案第 41 号

《令和 8 年度 佐渡市五十里財産区特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・ 財産区管理会運営費を計上

2. 予算規模

予算総額 235 千円（前年比 45 千円 23.7%増）

3. 主な歳入歳出の内容

（単位：千円）

- ・ 歳入
 - 財産収入 232
- ・ 歳出
 - 管理会費 92

4. 主な事業内容

- ・ 財産区管理会を開催し、山林の維持管理等について協議を行う。

議案第 42 号

《令和 8 年度 佐渡市二宮財産区特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・ 財産区管理会運営費を計上
- ・ 造林事業費を計上

2. 予算規模

予算総額 3,312 千円（前年比 39 千円 1.2%増）

3. 主な歳入歳出の内容

（単位：千円）

・ 歳入		
財産収入	219	
諸収入	3,091	
・ 歳出		
管理会費	135	
分収造林事業	3,000	

4. 主な事業内容

- ・ 財産区管理会を開催し、山林の維持管理等について協議を行う。
- ・ 国立研究開発法人、森林研究・整備機構、森林整備センターとの分収契約地の森林整備事業を行う。

議案第 43 号

《令和 8 年度 佐渡市新畑野財産区特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・ 財産区管理会運営費を計上
- ・ 造林事業費を計上

2. 予算規模

予算総額 3,453 千円（前年比 △3 千円 0.1%減）

3. 主な歳入歳出の内容

（単位：千円）

・ 歳入

財産収入	288
諸収入	3,091

・ 歳出

管理会費	76
分収造林事業	3,000

4. 主な事業内容

- ・ 財産区管理会を開催し、山林の維持管理等について協議を行う。
- ・ 国立研究開発法人、森林研究・整備機構、森林整備センターとの分収契約地の森林整備事業を行う。

議案第 44 号

《令和 8 年度 佐渡市真野財産区特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・ 財産区管理会運営費を計上
- ・ 造林事業費を計上

2. 予算規模

予算総額 3,276 千円（前年比 7 千円 0.2%増）

3. 主な歳入歳出の内容

（単位：千円）

・ 歳入		
財産収入	183	
諸収入	3,091	
・ 歳出		
管理会費	135	
分収造林事業	3,000	

4. 主な事業内容

- ・ 財産区管理会を開催し、山林の維持管理等について協議を行う。
- ・ 国立研究開発法人、森林研究・整備機構、森林整備センターとの分収契約地の森林整備事業を行う。

議案第 45 号

《令和 8 年度 佐渡市病院事業会計当初予算概要》

【令和 8 年度予算額（病院事業全体）】

○予算上の収益的収支は、369,190 千円の赤字予算

収益的収支

(単位：千円)

	病院事業会計		
	R 8 当初	R 7 当初	比較増減
収入	1,778,744	1,573,280	205,464
支出	2,147,934	2,089,077	58,857
収支	△369,190	△515,797	146,607

	両津病院			相川診療所		
	R 8 当初	R 7 当初	比較増減	R 8 当初	R 7 当初	比較増減
収入	1,615,619	1,394,337	221,282	163,125	178,943	△15,818
支出	1,900,818	1,803,779	97,039	247,116	285,298	△38,182
収支	△285,199	△409,442	124,243	△83,991	△106,355	22,364

資本的収支

(単位：千円)

	病院事業会計		
	R 8 当初	R 7 当初	比較増減
収入	298,382	167,734	130,648
支出	331,471	108,675	222,796
収支	△33,089	59,059	△92,148

	両津病院			相川診療所		
	R 8 当初	R 7 当初	比較増減	R 8 当初	R 7 当初	比較増減
収入	261,885	73,400	188,485	36,497	94,334	△57,837
支出	323,247	101,178	222,069	8,224	7,497	727
収支	△61,362	△27,778	△33,584	28,273	86,837	△58,564

【両津病院】

1. 編成方針

- ・移転後の新病院でも地域の病院として現在の医療水準を維持し、収益確保と地域包括ケア病床の稼働率向上により経営改善に努める

2. 予算概要

- ・予算上の収益的収支は、285,199 千円の赤字予算
- ・入院収益は病床稼働率を 60 床の 91% で算出、外来収益は人口減を考慮して見込
- ・人件費及び機器保守経費、新病院建設の起債元利償還金等が増加

【相川診療所】

1. 編成方針

- ・地域の診療所として外来診療の維持と収益確保に努める

2. 予算概要

- ・予算上の収益的収支は、83,991 千円の赤字予算
- ・入院病床休床により入院収益及び人件費、関連する設備保守経費が減少
- ・一般会計からの運営資金繰入金として 30,000 千円を計上

議案第 46 号

《令和 8 年度 佐渡市水道事業会計当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・収益的収支においては、水道料金の 10%の値上げを実施し営業収益の増加を図り、一般会計補助金の繰り入れ負担を軽減し、併せて経常費用の節減に努める。資本的収支では、有効な国庫補助や水道事業債を活用し、健全な経営を目指す。
- ・主な建設改良事業として、老朽管更新事業、配水管等敷設(替)事業及び施設の増改良事業を実施し、管路と施設の強靱化・長寿命化を推進し、安全で安心な水道水の安定供給を図る。

2. 予算規模

(単位：千円)

(1) 収益的支出		(2) 資本的支出	
当初予算額	2,601,050	当初予算額	2,334,416
前年度当初予算額	2,634,280	前年度当初予算額	2,091,284
予算額増減	△33,230	予算額増減	243,132

3. 財源及び支出内訳

(単位：千円)

(1) 収益的収入及び支出			(2) 資本的収入及び支出		
		昨年度増減			昨年度増減
・水道事業収益	2,601,050	(△33,230)	・資本的収入	1,283,701	(178,218)
営業収益	1,442,729	(54,095)	企業債	780,400	(274,800)
営業外収益	1,158,319	(△87,325)	国庫補助金	164,550	(△ 25,450)
特別利益	2	(0)	工事負担金	113,908	(△ 71,404)
・水道事業費用	2,601,050	(△33,230)	出資金	224,843	(272)
営業費用	2,405,149	(△47,037)	・資本的支出	2,334,416	(243,132)
営業外費用	195,300	(13,807)	建設改良費	1,417,963	(237,121)
特別損失	101	(0)	企業債償還金	916,453	(6,011)
予備費	500	(0)			

4. 主な事業

(単位：千円)

		昨年度増減
○施設改良費		
・老朽管更新事業	286,600	(△81,400)
・配水管等敷設(替)事業	522,500	(43,000)
・施設増改良事業	390,896	(215,757)
○営業費用		
・原水及び浄水費	610,309	(1,983)
・配水及び給水費	222,731	(△43,600)
・総係費	269,596	(△12)
・減価償却費	1,273,827	(4,192)

議案第 47 号

《令和 8 年度 佐渡市下水道事業会計 当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・使用料の改定を実施し事業収入の増加を図るとともに、維持管理委託の見直し等により経費の節減に努める。また、国庫補助金及び企業債の活用により一般会計補助金を抑制し、健全経営を目指す。
- ・計画的な施設更新と処理区統合により経費の削減及び平準化を図り、雨水対策工事や耐震化等により防災力を強化し、安心して利用できる下水道を構築する。

2. 予算規模

(単位：千円)

(1) 収益的支出		(2) 資本的支出	
当初予算額	3,339,295	当初予算額	2,404,480
前年度当初予算額	3,263,735	前年度当初予算額	2,609,458
予算額増減	75,560	予算額増減	△204,978

3. 財源及び支出内訳

(単位：千円)

(1) 収益的収入及び支出		昨年度増減	(2) 資本的収入及び支出		昨年度増減
○下水道事業収益	3,339,295	(75,560)	○資本的収入	1,736,224	(△218,429)
営業収益	787,327	(69,404)	企業債	989,300	(△63,200)
営業外収益	2,551,966	(6,156)	国庫補助金等	369,750	(△97,200)
特別利益	2	(0)	受益者負担金等	8,459	(△5,843)
○下水道事業費用	3,339,295	(75,560)	他会計補助金	368,715	(△52,186)
営業費用	3,116,588	(78,428)	○資本的支出	2,404,480	(△204,978)
営業外費用	221,597	(△2,868)	建設改良費	1,022,407	(△177,867)
特別損失	110	(0)	企業債償還金	1,340,437	(△24,677)
予備費	1,000	(0)	負担金長期未払金	41,636	(△2,434)

4. 主な事業

(単位：千円)

○建設改良費	昨年度増減
・汚水管渠整備事業	426,500 (92,500)
・処理施設改良事業	328,000 (△288,000)
・雨水管渠整備事業	26,000 (14,000)
・施設設備等更新事業	74,309 (6,554)
○営業費用	昨年度増減
・管渠費	145,636 (14,530)
・処理場費	761,684 (△1,603)
・ポンプ場費	53,408 (4,746)
・農業集落排水費	6,978 (74)
・漁業集落排水費	46,312 (6,290)
・総係費	198,993 (58,552)